

資料2

基本指針等の改正に際しての刈谷市こども計画の記載の変更について

1. 概要

乳児等通園支援事業の創設に伴い、基本指針等について改正が行われたため、刈谷市こども計画を見直す必要があります。

2. 基本指針等の改正概要及び市の考え方

(1) 新設

ア 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

(市の考え方)

乳児等通園支援の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期については、刈谷市こども計画にすでに記載しているため、変更の必要はないと考えます。

イ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(市の考え方)

刈谷市こども計画に上記の記載はないため、「地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制づくりに努めます。」という記載を追加する必要があると考えます。（資料3、資料4参照）

(2) 乳児等通園支援の量の見込みの算出式の変更

(改正前の算出方法)

$$\text{必要受入時間数} (\text{対象年齢の未就園児数} \times \text{月一定時間}) \div \text{1人あたり受入可能時間数} \\ 2,582 \text{人} \times 3 \text{時間} \div \text{月 } 176 \text{時間} \doteq 44 \text{人}$$

(改正後の算出方法)

$$\text{必要受入時間数} (\text{対象年齢の未就園児数} \times \text{月一定時間}) \div \text{1人あたり受入可能時間数} \times \text{利用ニーズ} \\ \text{(誤) } 2,489 \text{人} \times 10 \text{時間} \div \text{月 } 176 \text{時間} \times 40\% \text{ (利用ニーズ)} \doteq 45 \text{人}$$

$$\rightarrow \text{(正) } 2,007 \text{人}$$

(市の考え方)

最新の未就園児数及び月一定時間を3時間から月の上限利用時間を10時間と決定したことによる変更のほか、利用ニーズの割合を、「刈谷市子育て支援に関するアンケート調査（令和6年3月公表）」の結果を踏まえて追加して算出した結果、現行計画の受入れ人数と近似値（現行：44人、見直し後：45人）であったため、変更の必要はないと考えます。